

別紙)リチウム電池包装基準(2018年1月1日以降)

2018年1月1日改定版

一般要件：すべてのリチウムイオン電池、イオン金属電池は、国連試験(UN Manual of Tests and Criteria Part III Subsection38.3)を実施しなければならない。  
上記の国連試験は、6th revised editionが発行されているが、2017年1月1日より前に製造された電池は、5th revised edition Amendment 2の国連試験に合格していればよい。

**※各政府例外規定及び運航者例外規定については含まれていない為、出荷時に確認すること。**

電池の種類	形態	UN	PI	分類基準	分類	重量制限 電池正味質量(NET WEIGHT)/包装物		オーバーバック	異なる危険物を1つの外装容器に収納する(同梱)	書類	ラベル、マーク (2018年12月31日まで、一般危険品用Class 9及びリチウム電池取扱ラベルの使用は可能)	AWB記載要件	包装要件	
						PAX	CAO							
リチウムイオン電池 (充電可能な二次電池)	電池単体	3480	965	・充電率30%以下でリチウムワット時値:単電池20Wh超、組電池100Wh超	SECTION IA	輸送禁止	35 kg		区分1.4S以外の第1分類、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1に分類される危険物とは不可	区分1.4S以外の第1分類、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1に分類される危険物とは不可	危険物申告書	Class9(リチウム電池) CAO	“DANGEROUS GOODS AS PER ATTACHED SHIPPER'S DECLARATION”, “CARGO AIR CRAFT ONLY”	国連規格容器(包装等級Ⅱ)
				①充電率30%以下でリチウムワット時値:単電池20Wh以下、組電池100Wh以下 ②個数:単電池9個以上、組電池3個以上 または ③単電池、組電池共に2.7Wh以下の場合、電池の合計正味量が2.5kgを超える(個数制限は受けない)	SECTION IB	輸送禁止	10 kg		区分1.4S以外の第1分類、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1に分類される危険物とは不可	区分1.4S以外の第1分類、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1に分類される危険物とは不可	危険物申告書	Class9(リチウム電池) リチウム電池マーク CAO	“DANGEROUS GOODS AS PER ATTACHED SHIPPER'S DECLARATION”, “CARGO AIR CRAFT ONLY”	1.2mの落下試験に合格(国連規格容器不要)
				充電率が30%以下で、リチウムワット時値が、 ①単電池、組電池共に2.7Wh以下 ②単電池で2.7Whを超え、20Wh以下で個数が8個以下 ③組電池で2.7Whを超え、100Wh以下で個数が2個以下 ※上記①～③の電池を、同一梱包物内に組み合わせて収納は不可 <b>1AWBあたり1個までしか輸送できない。(Overpack時の内箱数も1個)</b>	SECTION II (CLASS9除外)	輸送禁止	①2.5 kg (個数制限なし) ②、③なし		オーバーバック毎に1包装物まで可能だが、区分1.4S以外の第1分類、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1に分類される危険物を含む包装物と一緒に1つのオーバーバックは不可	いずれの危険物とも同梱できない	不要	リチウム電池マーク CAO	“LITHIUM ION BATTERIES IN COMPLIANCE WITH SECTION II OF PI965”, “CARGO AIR CRAFT ONLY”	1.2mの落下試験に合格(国連規格容器不要)
	機器同梱	3481	966	・リチウムワット時値:単電池20Wh超、組電池100Wh超 ※1包装物あたりの電池個数は、機器に必要な個数に加え、予備電池2個まで	SECTION I (CLASS9)		5 kg	35 kg	可能(注1)	可能(注2)	危険物申告書	Class9(リチウム電池)	DANGEROUS GOODS AS PER ATTACHED SHIPPER'S DECLARATION	国連規格容器(包装等級Ⅱ)
				・リチウムワット時値:単電池20Wh以下、組電池100Wh以下 ※1包装物あたりの電池個数は、機器に必要な個数に加え、予備電池2個まで	SECTION II (CLASS9除外)		5 kg	5 kg	可能(注1)	可能(注2)	不要	リチウム電池マーク	LITHIUM ION BATTERIES IN COMPLIANCE WITH SECTION II OF PI966	1.2mの落下試験に合格
		3481	967	・リチウムワット時値:単電池20Wh超、組電池100Wh超	SECTION I		5 kg	35 kg	可能(注1)	可能(注2)	危険物申告書	Class9(リチウム電池)	DANGEROUS GOODS AS PER ATTACHED SHIPPER'S DECLARATION	十分な強度の適切な材料及び設計により製造された強固で丈夫な外装容器
	・リチウムワット時値:単電池20Wh以下、組電池100Wh以下かつ表(1)-II、IIIに該当			SECTION II (CLASS9除外)	5 kg	5 kg	可能(注1)	可能(注2)	不要	リチウム電池マーク	LITHIUM ION BATTERIES IN COMPLIANCE WITH SECTION II OF PI967	十分な強度の適切な材料及び設計により製造された強固で丈夫な外装容器		
					・リチウムワット時値:単電池20Wh以下、組電池100Wh以下かつ表(1)-I、IVに該当		5 kg	5 kg	可能(注1)	可能(注2)	不要	不要	記載不要	なし
	リチウム金属電池 (充電不能な一次電池)	電池単体	3090	968	・リチウム金属含有量が単電池は1g超、組電池は2g超	SECTION IA	輸送禁止	35 kg		区分1.4S以外の第1分類、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1に分類される危険物とは不可	区分1.4S以外の第1分類、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1に分類される危険物とは不可	危険物申告書	Class9(リチウム電池) CAO	“DANGEROUS GOODS AS PER ATTACHED SHIPPER'S DECLARATION”, “CARGO AIRCRAFT ONLY”
・リチウム金属含有量が単電池1g以下、組電池2g以下かつ リチウム金属電池個数:単電池9個以上、組電池3個以上					SECTION IB	輸送禁止	2.5kg		区分1.4S以外の第1分類、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1に分類される危険物とは不可	区分1.4S以外の第1分類、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1に分類される危険物とは不可	危険物申告書	Class9(リチウム電池) リチウム電池マーク CAO	“DANGEROUS GOODS AS PER ATTACHED SHIPPER'S DECLARATION”, “CARGO AIRCRAFT ONLY”	1.2mの落下試験に合格(国連規格容器不要)
リチウム金属含有量が、 ①0.3g以下の単電池、組電池(1包装物あたりの個数制限無し) ②0.3gを超え、1g以下の単電池(1包装物あたり8個以下) ③0.3gを超え、2g以下の組電池(1包装物あたり2個以下) ※上記①～③の電池を、同一梱包物内に組み合わせて収納は不可 <b>1AWBあたり1個までしか輸送できない。(Overpack時の内箱数も1個)</b>					SECTION II (CLASS9除外)	輸送禁止	①2.5 kg ②、③なし		オーバーバック毎に1包装物まで可能だが、区分1.4S以外の第1分類、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1に分類される危険物を含む包装物と一緒に1つのオーバーバックは不可	いずれの危険物とも同梱できない	不要	リチウム電池マーク CAO	“LITHIUM METAL BATTERIES IN COMPLIANCE WITH SECTION II OF PI968”, “CARGO AIRCRAFT ONLY”	1.2mの落下試験に合格(国連規格容器不要)
機器同梱		3091	969	・リチウム金属含有量:単電池1g超、組電池2g超 ※1包装物あたりの電池個数は、機器に必要な個数に加え、予備電池2個まで	SECTION I		5 kg	35 kg	可能(注1)	可能(注2)	危険物申告書	Class9(リチウム電池)	DANGEROUS GOODS AS PER ATTACHED SHIPPER'S DECLARATION	国連規格容器(包装等級Ⅱ)
				・リチウム金属含有量:単電池1g以下、組電池2g以下 ※1包装物あたりの電池個数は、機器に必要な個数に加え、予備電池2個まで	SECTION II (CLASS9除外)		5 kg	5 kg	可能(注1)	可能(注2)	不要	リチウム電池マーク	LITHIUM METAL BATTERIES IN COMPLIANCE WITH SECTION II OF PI969	1.2mの落下試験に合格(国連規格容器不要)
機器組込		3091	970	・リチウム金属含有量は、単電池の場合1gを超え12g以下、組電池の場合2gを超え500g以下	SECTION I		5 kg	35 kg	可能(注1)	可能(注2)	危険物申告書	Class9(リチウム電池)	DANGEROUS GOODS AS PER ATTACHED SHIPPER'S DECLARATION	十分な強度の適切な材料及び設計により製造された強固で丈夫な外装容器
				・リチウム金属含有量:単電池1g以下、組電池2g以下かつ表(1)-II、IIIに該当	SECTION II (CLASS9除外)	5 kg	5 kg	可能(注1)	可能(注2)	不要	リチウム電池マーク	LITHIUM METAL BATTERIES IN COMPLIANCE WITH SECTION II OF PI970	十分な強度の適切な材料及び設計により製造された強固で丈夫な外装容器	
				・リチウム金属含有量:単電池1g以下、組電池2g以下かつ表(1)-I、IVに該当		5 kg	5 kg	可能(注1)	可能(注2)	不要	不要	記載不要	なし	

※本資料の誤記、誤訳などに起因する損失、損害については一切の責任を負いかねます

表(1)	回路基板を含む機器に内蔵された電池がボタン電池のみ	1コンサイメント*あたり包装物の個数が3個以上	包装物あたりの電池個数が、 単電池:5個以上 組電池:3個以上
I	○	—	—
II	×	○	—
III	×	×	○
IV	×	×	×

(注1):オーバーバックを行う場合は、DGR 5.0.1.5.1から5.0.1.5.4の要件に合致しなければならない。  
(注2):異なる危険物を1つの外装容器に収納する(同梱)を行う場合は、DGR 5.0.2.11の要件に合致しなければならない。

\*1コンサイメントの定義については、各航空会社にて異なります。予約時に必ず確認すること。  
(例1)混載、小口共にMAWB単位とする(代表航空会社:CA、RU、BR)  
(例2)混載はHAWB単位、小口は航空運送状単位(代表航空会社:JL、NH、KZ)